

東京都地域企業再建支援事業補助金 Q&A

(令和7年12月22日版)

目次

目次.....	2
1 地域企業再建支援事業補助金の概要	5
1-1. どういう補助金か.....	5
1-2. 補助額はいくらか.....	5
1-3. 復旧と復興の違いは	5
1-4. 既に設備等の復旧に着手しているが、この分の経費は対象となるか.....	5
1-5. 火災保険・共済金の対象となった施設や設備、車両は、補助対象となるのか.....	6
1-6. ほかの補助金との併用は可能か。	6
1-7. 被災後公的融資を受けているが、本補助金の申請は可能か	6
1-8. 罹災証明書は全壊、半壊、一部損壊、規模によって要件はあるか	6
2 地域企業再建支援事業補助金の対象者.....	6
2-1. 業種制限はありますか	6
2-2. みなし大企業から、出資総額の1/2以上の出資を受けています。この場合、みなし大企業になりますか?	7
2-3. 本社が都外にあるが、対象になるか.....	7
2-4. フランチャイズ加盟店も対象になるか.....	8
2-5. 開業から間もない(1年未満)対象となるか.....	8
2-6. 個人事業主であっても対象となるか.....	8
2-7. 創業予定の場合対象となるか	8
2-8. スナック、キャバクラ等は対象となるか.....	8
2-9. 法人の場合、誰が申請者となるか	8
2-10. 被災建物の所有者が法人ではなく、法人の代表個人の場合の申請者はどうなるか... ..	8
2-11. 複数の店舗が被害にあった。申請は店舗単位で行うか.....	9
2-12. 夫婦で事業を営んでいます。それぞれ、商店とカフェを営んでいます申請はまとめる必要があるか	9
2-13. 農業・林業・漁業に従事している。本補助金の対象となるか.....	9
3 補助対象経費.....	9
3-1-1. 補助対象となる施設とは.....	9
3-1-2. 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか.....	10
3-1-3. 施設を修繕ではなく、建て替えることはできるか.....	10
3-1-4. 施設の建替の場合、設計費用も補助対象となるか.....	10
3-1-5. 施設の建替えの際、場所を移転することはできるか.....	10
3-1-6. 建替の場合、解体費用は補助の対象となるか.....	10
3-1-7. 建替により施設の機能等を拡充してもよいか	10
3-1-8. 建替により拡充した部分を賃貸してもよいか	11

3-1-9. 建替の際、減築してもよいか.....	11
3-1-10. 建替を修繕する場合、補助対象の範囲は	11
3-1-11. 建替が必要な場合、中古物件の購入でもよいか.....	11
3-1-12. 賃貸物件で事業を行っている場合、補助対象となるか.....	11
3-1-13. 新たな事業展開のため、事務所を借りたい。そのための賃料は対象になるか...	12
3-1-14. 台風前に、壊れていた施設は対象となるか.....	12
3-1-15. 道路から建物に至るまでの土地の整地費用は対象となるか。	12
3-2-1. 補助対象となる設備とは.....	12
3-2-2. 設備を修理でなく、入替（購入）する場合は補助対象なるか	12
3-2-3. 設備は、中古品であっても補助対象となるか	13
3-2-4. 設備の修理は可能だが、改良又は入替で、より高機能な設備を導入する場合、補助の 対象となるか	13
3-2-5. 設備を入れ替える場合、被災時と異なる事業所に設置してもよいか.....	13
3-2-6. 補助金申請前に既に契約、購入していた設備は補助対象となるか。	13
3-2-7. リース資産は補助対象となるのか	13
3-2-8. 不要になった設備の処分費は、補助対象となるか.....	13
3-3-1. 車両は補助対象となるのか	14
3-3-2. 修理不能な車両は入替ができるか	14
3-3-3. 修理不能な車両を、より大きな車両、グレードの高い車両への入替は可能か	14
3-3-4. 車両の修理ほか、新たに増車したいが、対象となるか	14
3-3-5. 割賦販売で購入した車両の所有者が販売会社の場合、補助対象となるか。	14
3-3-6. 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるのか。 .	15
3-4-1. 経営力強化に係る取組として、新規事業を検討している。新たに従業員を雇い入れる 場合の人件費は対象となるか。	15
3-4-2. 試作品開発を担当している職員の人件費を「開発費」で計上できるか。	15
3-4-3. 復旧までの期間、業務を停止しているその間の、人件費等は対象になるか。	15
3-4-4. 土砂撤去は補助対象となるのか。	15
3-4-5. 自社の社員を使って修繕を行なった場合には補助対象となるのか。	15
3-4-6. 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。	16
3-4-7. 水道がとまり、その間営業できなかつた逸失利益は補助対象になるか。	16
3-4-8. 器具や工具は補助対象となるのか。	16
3-4-9. 事務に必要な消耗品は対象となるか	16
3-4-10. 申請時に消費税を含めてよいか	16
3-4-11. 振込手数料は補助対象となるか	16
3-4-12. 資産計上されていない施設や設備、車両は、補助対象となるのか	16
3-4-13. 「補助対象経費」と「補助金」の違いは何か.....	17
3-4-14. 本補助金で復旧・復興した施設等の資産の管理で気を付けることは.....	17

3-4-15.	補助金の税に関する取扱いは.....	17
3-4-16.	予定していた工事を取り止めることになった。キャンセル料、違約金等は補助対象として認められるか.....	17
3-4-17.	台風発災の前に計画していた事業実施に要する経費を申請することは可能か ...	18
3-4-18.	クラウドファンディングで集めた資金を復旧・復興に使用する場合、控除の対象となりますか.....	18
4	申請手続.....	18
4-1.	補助金が実際に支給されるまでにどのような手続きがあるのか.....	18
4-2.	補助金額に、下限はあるか。.....	18
4-3.	賃上げ要件などによる補助率の変動はあるか。.....	19
4-4.	申請は事務所単位で個別に行うのか.....	19
4-5.	補助金の申請回数は、1回限りか.....	19
4-6.	初回申請分の事業が終わっていないが続けて申請できるか.....	19
4-7.	施設の建替え経費を全て「復興に要する経費」として申請したいが、「復旧」の経費と分けて申請しなければならないのはなぜか.....	19
4-8.	被災状況の確認には、必ず罹災証明書等が必要となるか.....	20
4-9.	罹災証明以外に被害状況がわかる写真が必要なのはなぜか。.....	20
4-10.	交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか.....	20
4-11.	申請書に添付する見積りを2社取得できない場合はどうしたらよいか。.....	20
4-12.	事業継続計画（BCP）の策定が必要なのはなぜですか。.....	21
4-13.	補助金は先着順で支給されるのか。.....	21
4-14.	申請した補助金額が必ずもらえるか。.....	21
4-15.	来年度も公募の可能性はあるか。.....	21
4-16.	交付決定後だが、追加の設備等を補助対象として加えたい。補助対象経費に変更があった場合は申請内容を変更することはできるか。.....	21
4-17.	申請書に添付した事業計画（復旧、復興）について、建築基準法やその他関連法令において、法的に問題がないか、確認してもらえるか。.....	22
5	事業の実施.....	22
5-1.	交付決定前に発注してもよいか.....	22
5-2.	事業に要する経費を支払えません。概算払いで交付することは可能か.....	22

1 地域企業再建支援事業補助金の概要

1-1. どのような補助金か

令和7年台風第22号、第23号(以下「台風」という)により、建物や設備等が被災した八丈町、青ヶ島村に事業所を保有する中小企業者等に対して、復旧・復興に要する経費の一部を補助することで、早期かつ安定的な事業の再建を支援するための補助金です。

本補助金の特徴は、復旧だけでなく、復旧を契機として、経営力強化等に取り組むための費用を補助することにより、更なる復興に資する支援を行うことにあります。

1-2. 補助額はいくらか

補助限度額は5000万円、補助率は5分の4です。

交付額は、補助対象経費に補助率をかけた金額となります。なお、復旧・復興事業に大きな経費がかかったとしても、補助限度額を超えて支給されることはありません。

また、申請いただいた補助対象経費について、内容により一部認められない場合もあります。

1-3. 復旧と復興の違いは

本補助金において、「復旧」とは、台風の被害を受けた施設・設備等が、被害を受ける直前と同程度まで回復(原状回復)することです。

また、「復興」とは、復旧を契機として、経営力強化等に係る取組(例えば、外装をリニューアルする、新しい設備を導入して経営を拡大する、広報・PRを強化するなど)を行うことで、被害を受ける直前の状況を超えた経営状況を目指すことです。

1-4. 既に設備等の復旧に着手しているが、この分の経費は対象となるか

台風の発災日以降に発注した経費について、交付決定前であっても、遡及して、補助対象に含めることができます(10月8日以降、申請受付開始までの期間について遡及可能)。

ただし、台風以前から、既に壊れていた設備等については、補助の対象にならないので注意が必要です。

1-5. 火災保険・共済金の対象となった施設や設備、車両は、補助対象となるのか

保険等の対象となっている施設等も補助対象となります。

ただし、当該施設等の復旧に要する費用から、保険金額を控除した額が補助対象経費となります。

そのため、その施設等の復旧費用の全てを保険金で賄えた場合は、補助対象経費は0円として計算されます。

なお、被災により保険金の請求ができるにも関わらず、請求を行わない場合には、当該施設等について補助対象として申請することはできません。

また、補助金の支払い後に、保険金の請求を行わないことが判明した場合は、交付決定を取り消し、全額又は一部金額を返金いただくこととなります。

1-6. ほかの補助金との併用は可能か。

本補助金と、補助する目的及び対象が同一でなければ、国・都・町村の他の補助金と併用することは可能です。

1-7. 被災後公的融資を受けているが、本補助金の申請は可能か

公的融資と合わせて申請することができます。

1-8. 罹災証明書は全壊、半壊、一部損壊、規模によって要件はあるか

規模について要件はありません。

2 地域企業再建支援事業補助金の対象者

2-1. 業種制限はありますか

本補助金においては、以下に該当する事業者等は対象外となります。

- ・ 大企業（みなし大企業含む）
- ・ 法人税法別表第1に規定する公共法人並びに政治団体、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特別民間法人及び任意団体等
- ・ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

なお、本補助金の対象とする「中小企業者等」は次の(1)又は(2)に該当する事業者です。

(1)中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(会社及び個人事業者)

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※以下に該当するみなし大企業は除く

- ① 大企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の事業を営むもの)が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している事業者、
- ② 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している事業者
- ③ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している事業

(2)組合等

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、生活衛生同業小組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、酒造組合、酒造組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合中央会、酒販組合連合会、中小企業等協同組合、内航海運組合、内航海運組合連合会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人

2-2. みなし大企業から、出資総額の1/2 以上の出資を受けています。この場合、みなし大企業になりますか?

みなし大企業の判断は、親子関係までとします。本ケースではみなし大企業には該当しません。

2-3. 本社が都外にあるが、対象になるか

本社が都外にあっても、八丈町又は青ヶ島村に事業所を有していて、その事業所が今回の台風によって被害を受けた場合には対象となります。ただし、実施する取組が、本補助金の対象とする八丈町又は青ヶ島村以外を実施地とする場合、補助対象経費として認められない場合があります。

なお、申請時には登記等で支店の登録状況がわかる資料の提出が必要となります。

2-4. フランチャイズ加盟店も対象になるか

フランチャイズ加盟店であっても、中小企業者に該当する加盟店であれば対象になります。
ただし、本部（フランチャイザー）が復旧・復興事業を実施し、経費を負担している部分は対象となりません。

2-5. 開業から間もない（1年未満）対象となるか

本補助金で定義する中小企業等に該当する場合は対象となります。

2-6. 個人事業主であっても対象となるか

本補助金で定義する中小企業等に該当する場合は、個人事業主であっても対象となります。

2-7. 創業予定の場合対象となるか

開業届けが提出されていれば対象となります。

2-8. スナック、キャバクラ等は対象となるか

店舗の名称の有無を問わず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業等に該当する場合は対象となりません。

2-9. 法人の場合、誰が申請者となるか

法人の代表者が申請者となります。

2-10. 被災建物の所有者が法人ではなく、法人の代表個人の場合の申請者はどうなるか

本補助金の申請を行うことができるものは、施設等の所有者に限られます。この場合は、代表者個人が補助金の申請を行う必要があります。

なお、この場合、賃貸借契約書や使用賃貸契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料等の提出が必要となります。

2-11. 複数の店舗が被害にあった。申請は店舗単位で行うか

申請は事業者単位で行います。そのため、分散する複数の店舗等を保有していても、申請は一本でまとめて行ってください。なお、複数の店舗が被害にあっても、補助限度額は、一事業者あたり5000万円となります。

2-12. 夫婦で事業を営んでいます。それぞれ、商店とカフェを営んでいます。申請はまとめる必要があるか

経営の実態に照らして判断します。同一経営であれば、申請を一本化します。また、夫婦それぞれが、別の事業主体として経営している場合は、申請を分けて行います。

2-13. 農業・林業・漁業に従事している。本補助金の対象となるか

本補助金は、農産物などを生産する一次産業は対象としていません。

ただし、販売目的で農水産物を用いた加工品を生産・販売する、レストランを併設し食事を提供する、民宿を営むと言った場合には、当該二次産業及び三次産業に係る部分の施設・設備等の復旧・復興は対象となります。

3 補助対象経費

本補助金の補助対象経費は、今回の台風による被害を受けた「施設」、「設備等」の復旧・復興に要する経費で、申請時に提出した「事業計画書」に基づき、補助事業を行うために必要な施設等が対象となります。

また、本補助金は、暫定的に業務を継続・復旧するための仮設プレハブや、復旧を契機に経営力強化に係る取組に要する経費も対象としています。

(1) 施設

3-1-1. 補助対象となる施設とは

今回の台風による被害を受けた事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他の建物で、事業の実施に必要不可欠な施設が対象となります。そのため、生産活動・事業に直結していないと判断される場所は対象となりません。

3-1-2. 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか

店舗兼住宅など、事業用以外の用途にも使用されている場合は、事業用部分のみが補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。

3-1-3. 施設を修繕ではなく、建て替えることはできるか

罹災証明書において、全壊、大規模半壊と認定されている場合には、建替による復旧・復興が可能です。また、修繕した場合の見積りと、建替えた場合の見積りとを比較し、修繕にかかる経費の方が高い場合にも、建替えが可能です。

3-1-4. 施設の建替の場合、設計費用も補助対象となるか

実施の建築工事等に必要設計費用は補助の対象となります。なお、見積り取得のための経費は補助対象となりません。

3-1-5. 施設の建替えの際、場所を移転することはできるか

現地での建替が原則です。

しかし、河川の拡幅工事による立ち退きや、液状化に伴う建築制限など、事業者の責めに帰さない他律的な要因等により、現地での建替が困難な場合に、移転による建替が認められます。

なお、この場合土地購入代金は補助の対象となりません。

3-1-6. 建替の場合、解体費用は補助の対象となるか

現地建替を行う場合には、付随する費用として、補助の対象となります。

移転による建替の場合には、現地施設の解体費用及び移転先に施設があった場合の解体費用はいずれも補助の対象となりません。ただし、隣接する場所に移転建替を行う場合において、現地施設の解体必要不可欠な場合は、補助対象となる場合があります。

3-1-7. 建替により施設の機能等を拡充してもよいか

復旧を契機に経営力強化に係る取組として認めることができれば、機能を拡充することができます。この場合、復旧に要する経費と、復興に要する経費を明確にするため、実際に行う工事の見積りとは別に、復旧（原状回復）工事の見積書の提出が必要となります。

<機能向上の一例>

・機能の拡充

→「より多くの人材を確保し、売上を上げる観点から広さを拡充したい」

→「生産ラインを拡充するため高機能の設備を導入する」など

3-1-8. 建替により拡充した部分を賃貸してもよいか

復旧を契機とする施設の規模の拡充は、専ら事業の用に供する必要があります。

そのため、第三者に貸し出し、家賃収入を得ると言った場合は認められません。

なお、事業に供するため、本補助金を活用して拡充した後に、経営上の理由から第三者に貸し出したといった場合には、財産の処分の制限に基づいて、承認を得る必要があります。

また、この場合、当該部分の残存簿価相当額又は鑑定評価額等を都に納付する必要があります。

3-1-9. 建替の際、減築してもよいか

可能です。ただし、減築する場合など、原状回復と異なる復旧を行う場合は、安価で行われることを確認するため、2種類（原状回復と減築）の見積書の提出が必要となります。

3-1-10. 建替を修繕する場合、補助対象の範囲は

当該施設の復旧（原状回復）に該当する場合、そのすべてが補助の対象となります。

なお、原状回復を超えて復興する場合は、「経営力強化に係る取組」と判断できる部分が補助の対象となります。

3-1-11. 建替が必要な場合、中古物件の購入でもよいか

建替に代えて中古物件を購入することお可能です。中古物件の購入を検討する場合は、事務局にご相談ください。

なお、土地代金は補助対象にならないので、土地代金と建物代金が区分された売買契約書等が必要となります。

3-1-12. 賃貸物件で事業を行っている場合、補助対象となるか

賃貸物件はオーナーにとっての商品ですので対象となりません。また、賃貸物件に付帯するような設備についても同様に対象となりません。

ただし、賃貸物件内に自社が保有する設備等が台風の被害を受けている場合は、対象となります。

3-1-13. 新たな事業展開のため、事務所を借りたい。そのための賃料は対象になるか

事務所の賃料は対象になりません。

3-1-14. 台風前に、壊れていた施設は対象となるか

復旧としては、対象になりません。

ただし、当該箇所の修繕等が、経営力強化に係る取組として認められる場合は、対象となります。

3-1-15. 道路から建物に至るまでの土地の整地費用は対象となるか。

被災した建物の復旧だけでは事業が実施不可能である場合、必要最低限の範囲の整地は対象とすることができます。

※主要道路から建物まで至る私有地（建物へアクセスする通路）など

(2) 設備

3-2-1. 補助対象となる設備とは

台風による被害を受けた専ら事業の用に供する機械設備であって、原則、固定資産台帳に「機械及び装置」、「車両及び運搬具」として計上されているものが対象となります。

なお、以下のものは補助対象になりません。

- ・ 備品、什器等で業務用のみに利用することが証明できないもの
- ・ 汎用性が高く、事業活動に直結していないと判断されるもの

3-2-2. 設備を修理でなく、入替（購入）する場合は補助対象なるか

原則、修繕に係る経費が対象となります。

ただし、修繕できない理由があるときは、その理由を「修理不能であることの証明書」を提出ください。認められる場合には、被災した設備との入替により購入することが可能です。

【例：修理用部品の調達が困難 など】

入替の設備は、従前と同等（同程度の機能を有する）であることが条件となりますが、経営力強化にかかる取組（復興）として認められる場合には、機能が拡充した設備を導入することも可能です。

なお、処分に伴い収入が生じた場合、当該収入額を経費から控除する必要があります。

3-2-3. 設備は、中古品であっても補助対象となるか

対象となります。ただし、購入は、古物商許可を取得している専門の業者から行う必要があります。

3-2-4. 設備の修理は可能だが、改良又は入替で、より高機能な設備を導入する場合、補助の対象となるか

経営力強化に係る取組であれば、補助対象となります。

なお、高機能設備導入の見積りとあわせて、復旧（原状回復）に係る見積りの提出も必要です。

3-2-5. 設備を入れ替える場合、被災時と異なる事業所に設置してもよいか

被災時に設置されていた事業所内への再設置が原則です。

3-2-6. 補助金申請前に既に契約、購入していた設備は補助対象となるか。

対象となります。

ただし、国が災害救助法を適用した10月8日以降、本補助金を開始する前の12月21日の間に、契約、購入した場合にかぎりません。

また、今回の台風による被害を受けた設備であることが被災証明書等で確認することができ、申請に必要な添付書類が揃っていることが必要となります。

3-2-7. リース資産は補助対象となるのか

自己所有でない場合は、対象となりません。

3-2-8. 不要になった設備の処分費は、補助対象となるか

設備の入替に必要な処分費は対象となりますが、設備の処分費のみを補助対象とすることはできません。

なお、入替において、処分に伴い収入が発生する場合には、補助対象経費から控除する必要があります。

(3) 車両

3-3-1. 車両は補助対象となるのか

資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なものは対象となります。

なお、自家用車・私用車の場合は対象となりません。

また、お客様から預かっていた車両、自社の販売用の車両、レンタカーも対象となりません。

3-3-2. 修理不能な車両は入替ができるか

当該車両が、修理不能であることを証明できる場合に、入替が可能です。この場合同程度の機能を有する業務用車両の購入に要する経費が対象となります。

なお、壊れた車両の処分に伴い収入が生じた場合は、当該収入額を購入に要した経費から控除する必要があります。

また、壊れた車両については、永久抹消登録の手続きを行う必要があります。

3-3-3. 修理不能な車両を、より大きな車両、グレードの高い車両への入替は可能か

単にグレードの高い車種に乗り換えるなど、本補助事業の趣旨から外れる車両への入替は認められません。

ただし、大きな車両など高性能な車種に入替えることが、経営力強化につながる取組として認められれば可能となる場合があります。

3-3-4. 車両の修理ほか、新たに増車したいが、対象となるか

経営力強化につながる取組として認めることができれば、増車も対象となります。

なお、増車した車両は、資産計上とともに、外形的に業務上使用することを明確にする必要があります。非事業用と按分する、一部業務外で使用するといった用途の場合は、補助対象と認められませんので、ご注意ください。

3-3-5. 割賦販売で購入した車両の所有者が販売会社の場合、補助対象となるか。

割賦販売で購入した車両でも、所有し資産計上されているなど、外形的に業務上使用されていることが明確なものは対象となります。ただし、割賦販売の残額部分は補助対象となりません。

3-3-6. 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるのか。

被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては、補助対象となります。ただし、書面等で被災前の車両に装備されていたことが確認できる場合に限りです。

(4) その他

3-4-1. 経営力強化に係る取組として、新規事業を検討している。新たに従業員を雇い入れる場合の人件費は対象となるか。

職員の人件費は対象となりません。

3-4-2. 試作品開発を担当している職員の人件費を「開発費」で計上できるか。

開発にかかる職員の人件費も対象となりません。

3-4-3. 復旧までの期間、業務を停止しているその間の、人件費等は対象になるか。

本補助金は、施設・設備等の復旧及び復興を対象としており、休業せざるを得ない期間の、人件費、家賃などは対象になりません。

なお、現に雇用している職員の人件費に関しては、別の補助金（地域企業再建緊急特別雇用支援事業）において対象となる場合があります。

3-4-4. 土砂撤去は補助対象となるのか。

原則、対象になりません。

ただし、建物や設備等の修理・修繕等において、必要不可欠と認められ場合は、その部分のみ対象とすることができます。

3-4-5. 自社の社員を使って修繕を行なった場合には補助対象となるのか。

修繕に係る社員の人件費は対象となりません。

ただし、修繕にかかった部品・材料の調達費用は、対象となる場合があります。

3-4-6. 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。

施設、設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象とはなりません。

3-4-7. 水道がとまり、その間営業できなかつた逸失利益は補助対象になるか。

施設、設備等の直接被害を補助対象としており、水道がとまったことによる逸失利益のような間接被害は補助対象とはなりません。

3-4-8. 器具や工具は補助対象となるのか。

資産計上されており、業務用のみに使用していたものであることが証明できれば、補助対象となります。なお、汎用性が高い又は事業活動に直結していないと判断される場合には、補助対象となりません。

3-4-9. 事務に必要な消耗品は対象となるか

対象となりません。

3-4-10. 申請時に消費税を含めてよいか

消費税分は、補助対象となりません。そのため、消費税を除いて補助対象経費を申請してください。なお、消費税等が含まれている場合、補助金の額の確定時に減額することとなります。

また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費の計算は、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

3-4-11. 振込手数料は補助対象となるか

振込手数料は補助対象となりません。

3-4-12. 資産計上されていない施設や設備、車両は、補助対象となるのか

資産計上されていない施設等であっても、「資産台帳等に登録されていない設備等の所有証明書」により所有が確認できる場合は、補助の対象となる場合があります。

なお、補助金により復旧・復興した施設、設備、車両については、復旧・復興後に資産計上していただく必要があります。

3-4-13. 「補助対象経費」と「補助金」の違いは何か

「補助対象経費」は、交付する補助金額を算出する際に用いるもので、補助対象期間中に復旧を行う施設、設備等の修繕費等を全て積み上げたものから「受け取り保険金の金額」等を控除したものです。

この「補助対象経費」に補助率(4/5)を乗じたものが「補助金」の額となります。ただし、交付する補助金は限度額である5000万円を超えることはできません。

3-4-14. 本補助金で復旧・復興した施設等の資産の管理で気を付けることは

本補助金を活用して取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。そのため、取得した財産等は、財産台帳を備え管理する必要があります。

また、取得した財産を処分する場合には、都の承認を得る必要があります。

また、この場合、当該部分の残存簿価相当額又は鑑定評価額等を都に納付する必要があります

3-4-15. 補助金の税に関する取扱いは

国税庁のHPによると、国庫補助金等を受け取ったときの取扱いについては、次のとおりです。

『固定資産の取得や改良に充てるために国または地方公共団体の補助金や給付金など(以下「国庫補助金等」といいます。)の交付を受けた場合で、その交付の目的に適合した固定資産の取得や改良をしたときは、確定申告書に一定の事項を記載することを条件として、国庫補助金等のうち、その固定資産の取得や改良に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しないこととされています。』

3-4-16. 予定していた工事を取り止めることになった。キャンセル料、違約金等は補助対象として認められるか

キャンセル料、違約金等は、対象となりません。

3-4-17. 台風発災の前に計画していた事業実施に要する経費を申請することは可能か

復興に要する経費として認められれば、対象とすることができます。ただし、着手前に限ります。

また、毎年作成しているチラシ印刷代金、恒常的に行っている会社案内の更新(ウェブ、冊子等)などは認められません。

3-4-18. クラウドファンディングで集めた資金を復旧・復興に使用する場合、控除の対象となりますか

補助対象経費から控除する必要はありません。

4 申請手続

4-1. 補助金が実際に支給されるまでにどのような手続があるのか

補助金が支払われるまでの手続の流れは、次のとおりです。

- ① 交付申請 : 申請者から、東京都に申請書を提出。
- ② 審査 : 東京都において、申請書の審査を実施。
- ③ 交付決定 : 東京都が交付決定を行い、通知します
- ④ 事業着手 : 交付決定後、申請者が復旧・復興事業に着手
※交付決定前に着手した経費も対象となる場合があります。
- ⑤ 事業費支払: 工事等の事業終了後、申請者が工事業者等へお支払いください
- ⑥ 事業報告 : 東京都都へ報告書を提出
- ⑦ 確定検査 : 東京都が報告書に基づき検査を実施
- ⑧ 額の確定 : 東京都が、実績に応じて額を確定し、通知します
- ⑨ 請求 : 申請者は、確定した金額を確認し、所定の様式で東京都へ請求。
- ⑩ 支払 : 請求書を受領した後、1か月以内に支給。

※工事代金を支払った後、実績に応じて補助金が支払われるため、事業の実施にあたっては資金計画等の検討が必要となりますので、ご注意ください。

4-2. 補助金額に、下限はあるか。

本補助金に下限はありません。

ただし、本補助金は、「復旧」を契機に取り組む事業を支援するものであるため、必ず施設・設備等

の「復旧」について申請していただく必要があります。

4-3. 賃上げ要件などによる補助率の変動はあるか。

ありません。一律4/5である。

4-4. 申請は事務所単位で個別に行うのか

申請は「事務所」単位ではなく「事業者」単位となります。

なお、同一事業者が、対象となる複数の事業所を保有する場合は、復旧・復興費用をまとめて申請してください。補助限度額は、一事業者当たり5000万円となります。

4-5. 補助金の申請回数は、1回限りか

一事業者あたり、補助限度額5000万円に達するまで、複数回申請可能です。

ただし、初回申請時には、必ず「復旧」に関する経費の申請が必要となります。

なお、初回申請時に、復旧に関して、受取保険・共済金の金額で全て賄うことができる場合には、補助対象経費が「0円」となり、経費として計上することができません。

この場合、復旧に取り組んだことがわかる書類（罹災証明書、当該復旧工事にかかる契約書等）で確認できれば、初回申請時から「復興のみ」で申請いただくことが可能です。

また、一事業者につき、複数の申請を並行することができませんので、全ての事業が完了していない場合には、変更申請で対応いただくことになります。

4-6. 初回申請分の事業が終わっていないが続けて申請できるか

可能です。

ただし、事業が終わっていないため、変更申請での対応となります。

4-7. 施設の建替え経費を全て「復興に要する経費」として申請したいが、「復旧」の経費と分けて申請しなければならないのはなぜか

本補助金は、まずは復旧に取り組むことが前提の制度（復旧部分の補助金の財源に一部国費を充当）で、復旧と復興の経費を明確に分ける必要があるため、まとめて復興に要する経費として計上し、申請することはできません。

一方、建屋の拡充をセットで行う建て替えなど、復旧と復興をまとめて実施するケースも想定されますので、この場合には、復旧に要する経費を別に算定し（見積り）、その金額を復旧に要する経費とし

て計上いただくことになります。

建替総額	3000万	←実際の工事に要する経費の見積り
復旧経費	1000万	←復旧のみでかかると想定される経費の見積り

復旧経費 1000万 復興経費 2000万 として計上

※この場合、見積りが「2種類」必要となりますので注意が必要です。

4-8. 被災状況の確認には、必ず罹災証明書等が必要となるか

本補助金の対象となる中小企業者等の要件として、今回の台風で被害にあったこととしているため、町村において発行する、事業用の建物や設備等に関する罹災（被災）証明書が必要となります。必ずお住まいの町村で発行してください。

4-9. 罹災証明以外に被害状況がわかる写真が必要なのはなぜか。

復旧の前後でどう変わったか確認検査を行うため必要となります。なお、修繕等を行う被災箇所の写真が必要です。

ただし、既に復旧済み、もしくは着手しているところで、被災状況がわかる写真を提出できない、といった場合には、現状の写真に被災状況を補足するなどして、被災状況がわかるようにしてください。

4-10. 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか

交付申請時に、保険金の受領額が不明な場合は、保険金額を記載せずに申請し、実績報告時に保険金額を記載して報告してください。

また、実績報告時に、保険金額等が不明な場合は、その時点でわかる暫定の数字で申請してください（全く不明な場合は、記載は不要）。補助金受給後に受領する保険金額が判明した場合に、都までご連絡ください。精算のうえ、必要に応じて、追給又は返納の処理を行います。

なお、保険金を受領したにも関わらず、虚偽の申請を行い、補助金を不正に受給したことが発覚した場合、交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただくこととなります。

4-11. 申請書に添付する見積りを2社取得できない場合はどうしたらよいか。

原則、2社分の見積りが必要となりますが、やむを得ず1社からしか見積りを取得できない場合には、「見積書不足理由書」を提出ください。

なお、自動車や機械設備など、世間一般に流通する「カタログ」等で価格を確認できる場合は、見積りをこれに変えることが可能です。

4-12. 事業継続計画 (BCP) の策定が必要なのはなぜですか。

BCP は、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画です。これにより、事業停止による損失を最小限に抑えるのに役立ちます。

本補助金の交付にあたり、まだ策定していない事業者においては、事業の完了までにBCP等の策定を要件とするものです。

なお、交付申請書において、必要最低限となる策定様式を用意していますのでご活用ください。

4-13. 補助金は先着順で支給されるのか。

先着順ではありません。申請受付終了後、厳正な審査の上、予算の範囲内で交付決定額を確定し、審査結果を通知します。

4-14. 申請した補助金額が必ずもらえるか。

申請受付後、厳正な審査の上、交付決定を行います。その際、補助対象経費として認められない経費がある場合は、減額して交付決定を行う場合があります。

また、実績報告の内容によっては、減額して額の確定が行われる場合もあるため、必ずしも申請した金額がもらえるわけではありません。

4-15. 来年度も公募の可能性はあるか。

第1期の申請期間は、令和8年3月19日(木)です。申請機会確保の観点から、第2期申請期間についても予定しています。

現在調整中となりますので、詳細については、確定後ご案内いたします。

4-16. 交付決定後だが、追加の設備等を補助対象として加えたい。補助対象経費に変更があった場合は申請内容を変更することはできるか。

変更申請が可能です。ただし、一事業者につき、助成限度額5000万円を超えることはできません。

4-17. 申請書に添付した事業計画（復旧、復興）について、建築基準法やその他関連法令において、法的に問題がないか、確認してもらえるか。

事業計画の内容が関連法令に適合しているかなどの、法的要件に関する確認は行いません。そのため、関連する法令に違反していないかどうかは、申請者において必ず確認する必要があります。

なお、事業計画の内容が法令に違反するなどして、事業を完遂できない場合は、かかった費用を補助対象とすることができませんので、十分に注意してください。

5 事業の実施

5-1. 交付決定前に発注してもよいか

原則、交付決定後に発注する必要があります。

ただし、国が災害救助法を適用した10月8日以降から本補助金の募集開始前（12月21日）の間に発注し、実施したのものについては、遡及して補助対象にすることができます。

5-2. 事業に要する経費を支払えません。概算払いで交付することは可能か

補助金の支払いは、事業終了後、申請者において工事代金等を支払った後に、実績に応じて行うため、工事途中の概算払いは行っていません。そのため、事業の実施に当たっては、資金計画等の検討が必要となります。

本台風被害にあわれた方を対象とした中小企業者等向け制度融資の活用もご検討ください。